

プロジェクト **IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発**項目 **本日の審議事項****これまでの経緯**

1. 当委員会は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとすることを決定した。
2. その後、当委員会は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に基づき、これまで次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ 基準委員会	内容
第 8 回 (2023 年 2 月 2 日開催)	<ul style="list-style-type: none">「重要性がある (material)」の定義
第 9 回 (2023 年 3 月 2 日開催)	<ul style="list-style-type: none">関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示
第 10 回 (2023 年 3 月 16 日開催)	<ul style="list-style-type: none">法令により開示が禁止されている事項と準拠表明一般目的財務報告及びその主要な利用者
第 11 回 (2023 年 4 月 6 日開催)	<ul style="list-style-type: none">用語の定義（日本版 S1 基準）集約及び分解報告企業サステナビリティ関連財務開示の公表承認日
第 12 回 (2023 年 4 月 25 日開催)	<ul style="list-style-type: none">コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素並びに開示目的及び開示要求バリュー・チェーンに関する情報表示通貨不必要な重複の回避財務上のデータ及び仮定に関する開示見積り及び結果の不確実性に関する開示

3. 当委員会は、2023年6月26日に、ISSBからIFRS S1号及びIFRS S2号の確定基準が公表されたことを踏まえ、これまで次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ 基準委員会	内容
<p>第18回 (2023年8月3日開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 開発にあたっての基本的な方針 • 報告企業 • 法令との関係 • 商業上の機密情報 • 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性 • 適正な表示 • 集約及び分解 • 合理的で裏付け可能な情報 • 報告のタイミング • 情報の記載場所 • 関連する財務諸表 • 他の情報との関係
<p>第19回 (2023年8月22日開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 比較情報の開示 • 比較情報の更新 • 比較情報：実務上不可能である場合 • 誤謬 • 相互参照 • 対象期間 • 12か月よりも長い短い報告期間 • 公表承認日及び後発事象 • 期中の報告 • 準拠表明
<p>第20回 (2023年9月5日開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 対象期間（法令により異なる対象期間の報告が求められている場合） • 目的 • 範囲（日本版 S1 基準） • 範囲（日本版 S2 基準） • 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会の開示 • バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価 • 重要性の定義 • 重要性がある情報の識別及び開示 • つながりのある情報 • 判断 • 測定の不確実性

サステナビリティ 基準委員会	内容
第 21 回 (2023 年 9 月 19 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> • 4つの柱 • ガバナンス • リスク管理 • 温室効果ガス排出の3つのスコープ • GHG プロトコルの測定アプローチ • スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解
第 22 回 (2023 年 10 月 2 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> • バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価 • 異なる報告期間の情報の使用 • 温室効果ガス排出量の表示単位 • CO₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約 • GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係
第 23 回 (2023 年 10 月 16 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> • 指標及び目標 • 気候関連の指標及び目標 • 絶対総量の開示における重要性の判断の適用 • 温室効果ガス排出の絶対総量の開示

本日の審議事項

4. 本日の委員会では、次の論点についてご審議いただきたい。
 - (1) スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準（審議事項 A2-1）
 - (2) 温室効果ガス排出の測定方法の開示（審議事項 A2-2）
 - (3) スコープ 3 測定フレームワーク（審議事項 A2-3）
 - (4) スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合（審議事項 A2-4）
 - (5) ファイナンスに係る排出（financed emissions）（定義）（審議事項 A2-5）
5. 前回の委員会で聞かれた意見については、審議事項 A1-1 においてお示ししている。

以 上

別紙

日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクト

(主な内容)

1. 日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトでは、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSB の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

2. 当委員会は、2023 年 1 月に、ISSB の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に着手することを決定した。当委員会は、ISSB における審議の動向を踏まえ、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。なお、公開草案及び確定基準の目標公表時期は、以下のとおりである。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中 (遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで)
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中 (遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで)

3. 主な論点は、以下の論点リストのとおりである。当論点リストは、現時点で検討が必要な項目を示すものであり、審議の状況に応じてハイライトしている。なお、当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及び ISSB を含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。

(1) 一通りの提案を行った項目

グレー

(2) 委員のご意見を踏まえ事務局で再検討を行っている項目

ブルー

(3) 本日審議する予定の項目

イエロー

日本版 S1 プロジェクトの論点リスト (2023 年 11 月 2 日時点)

論点	
目的	
範囲	
適正な表示	適正な表示
	合理的で裏付け可能な情報
	バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価
重要性	重要性の定義
	重要性がある情報の識別及び開示
	集約及び分解
	法令との関係
	商業上の機密情報
報告企業	報告企業
	関連する財務諸表
つながりのある情報	
4つの柱	
ガバナンス	
戦略	
リスク管理	
指標及び目標	
ガイダンスの情報源	
情報の記載場所	情報の記載場所
	他の情報との関係
	相互参照
報告のタイミング	同時の報告
	対象期間
	12 か月よりも長いか短い報告期間
	公表承認日及び後発事象
	期中の報告
比較情報	比較情報の開示
	比較情報の更新
	実務上不可能な場合
準拠表明	

論点	
判断	
測定の不確実性	
誤謬	
用語の定義	
有用なサステナビリティ情報の質的特性	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

日本版 S2 プロジェクトの論点リスト (2023 年 11 月 2 日時点)

論点	
目的	
範囲	
ガバナンス	
戦略	
リスク管理	
指標及び	気候関連の指標及び目標
目標	温室効果ガス排出
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係
	GHG プロトコルの測定アプローチ
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び 機会の範囲の再評価
	異なる報告期間の情報の使用
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約
	スコープ 2 の測定におけるロケーション基準とマ ーケット基準
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用
	スコープ 3 測定フレームワーク
	スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可 能な場合
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions)
	温室効果ガス排出量の表示単位

論点	
	温室効果ガス排出の絶対総量の開示
	温室効果ガス排出の測定方法の開示
	気候関連のリスク及び機会並びに投下資本
	内部炭素価格
	報酬
	温室効果ガス排出目標
用語の定義	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

以 上